尼崎市LGWAN環境仮想システム 仕様書

１　導入システム名

尼崎市LGWAN環境仮想システム

２　業務概要

物理的に分離されているLGWAN環境を仮想化し、主に業務で利用するインターネット端末からLGWAN環境へのリモートアクセス環境を構築する。

３　導入目的

主に職員が業務で利用するインターネット端末で個人情報を取り扱うことのできるLGWAN環境の仮想化を行い、自治体の働き方改革（業務改革）に取組むことで、事務の効率化を図り行政サービスの向上に繋げることを目的とする。

４　履行場所（納入場所）

尼崎市役所本庁舎及び本市が指定する場所

５　契約期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで（60ヶ月）

※賃貸借契約と運用保守業務委託契約は別契約とする。

６　システム稼働日

令和8年1月4日

詳細については、本市と受注者とで協議のうえ決定する。

７　業務内容

⑴　ハードウェア・ソフトウェアの調達

⑵　ハードウェア・ソフトウェアの設置及び設定作業

⑶　利用想定端末への接続設定作業

⑷　運用管理教育・研修作業

⑸　関連する成果物の提出

本業務における成果物は次のとおりとする。

ア　機器一覧表

イ　システム構成図

ウ 設定パラメータ

エ テスト結果報告書

オ 運用手順書

成果物の詳細な内容については、本業務の受託者が決定後、本市と協議の上で取り決めるものとする。

８　利用想定端末

本LGWAN環境仮想を利用するクライアント仕様は次のとおりである。

⑴　端末台数

インターネット接続系 約3,798台

⑵　ＯＳ

Windows10 Pro（ただし、令和7年度中にWindows11 Proにバージョンアップ予定）

９　システム要件

⑴　システム構成イメージ

****

⑵　納入機器等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 機器等 | 数量 | 内容 |
| 1 | リモート用サーバ | 1台以上 | 仮想LGWANパソコンを提供する為の装置 |
| 2 | ファイル転送装置 | 1台以上 | LGWAN系からインターネット系にファイル転送する装置 |
| 3 | ファイルサーバ | 1台 | LGWAN系にファイルを保存する装置 |
| 4 | バックアップサーバ | 1台 | ファイルサーバのバックアップを取得する装置 |
| 5 | 無停電電源装置 | 1台以上 | 停電時、1～4の機器に一時的に電源を供給する装置 |
| 6 | ライセンス | 必要数 | 1～5において必要なライセンスすべて |
| 7 | サーバラック | 1台 | 1～5を収容するサーバラック |

⑶　機能要件及び機器要件

別添「様式３機能・機器要件一覧表」に定めるとおりとする。

なお、調達する機器は５年以上利用可能な機器を選定すること。

機器等の選定については、参考機種の記載があるものは参考機種を基準とし、参考機種以外を選定する場合は、本仕様書に記載する要件を満たし、参考機種と同等以上のものを選定すること。

　⑷　運用保守要件

　　　運用保守に関する要件は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項番 | 要件 |
|  | 運用保守範囲 |
| １ | 本システム稼働後から履行期間の終了までの間、受注業者は本システムの運用保守を実施すること。運用保守サービス提供時間は、平日(土・日・祝祭日を除く)の 8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。ただし、この時間外に発生した障害についても受け付けられる体制とし、緊急性のある場合は、本市と別途調整の上、直ちに対応を行うこと。 |
|  | 運用保守サービス要件 |
| 1 | 原則、本業務で調達した機器を保守の範囲とする |
| 2 | 本システムの保守を円滑に実施するため、電話、FAX、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）を整備すること |
| 3 | 保守体制、連絡体制及び担当者氏名について書面で提出すること。また、体制等に変更があった場合は、速やかに再提出すること。 |
| 4 | 平日（土・日・祝祭日を除く）の 8 時 30 分から 17 時 30 分までの間に生じた障害については、直ちに対応すること。また、この時間外に発生した障害についても受け付けられる体制とし、緊急性のある場合は本市と別途調整の上、直ちに対応を行うこと。 |
| 5 | 保守サービスは原則該当機器が設置されている現場で行うこと |
| 6 | 保守サービスについては、「オンサイト保守」とすること（センドバック保守は認めない） |
| 7 | 障害修復後は、その原因、実施作業内容、再発防止対策及び今後の留意事項等について、文書で報告すること。 |
| 8 | 障害復旧のために、機器ファームウェアのアップデートが必要な際は本契約内で実施すること。その際には事前に検証を行い、本市と対応について協議を行うこと。 |
| 9 | 既設ネットワークシステムに影響を及ぼすことが無いように運用保守サービスを提供すること |
| 10 | インターネット分離システムに対して以下のサポートを実施すること。①　機器設定に関する技術的支援②　運用における技術的支援③　障害発生時の切り分け支援④　セキュリティ確保のための技術的支援 |
| 11 | 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること |
| 12 | 本システム及び付帯するシステム等（ファイル転送サービス、ファイルサーバ等）の運用に係る、アカウント情報並びにフォルダ情報等の構成及び人事異動等に伴う更新作業 |

１０　準拠する法令等

本業務実施に当たっては、本仕様書によるほか、下記に示す関連法令及び規定等に準拠して行うものとする。

⑴　尼崎市財務規則

⑵　個人情報保護法等その他関連法令及び条例

１１　法律の順守等

　　受注者は、本業務の意図及び目的を十分に理解した上で、最高の技術を発揮するとともに、本市の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

⑴　受注者は、本業務の実施に当たり関連する法律等を厳守しなければならない。

　　なお、これらの諸法規の運用適用は受注者の負担と責任において行う。

⑵　受注者は、常に中立性を保持しなければならない。

１２　再委託

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、本市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。

１３　受注者の秘密保持義務

⑴　受注者は、本市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た本市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りでない。

ア　業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報

イ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

ウ 相手方からの情報によらず、独自に開発された情報

⑵　受注者は、自己の業務従事者その他関係人についての義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に本市の承諾を受けなければならない。

⑶　⑵の規定は、業務契約終了後も有効とし、これらの規定に違反した事実が判明した場合、本市は受注者に対し、契約違約金を請求することができる。

１４　問い合わせ先

〒660-0051 尼崎市東七松町１－５－２０

尼崎市総務局行政マネジメント部情報システム担当 （担当：岡本）

TEL：06-6489-6202 FAX 06-6489-6205

メールアドレス：zyoho\_seisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

※　参考機種





